

かすみがうら市議会議会運営委員会会議録

令和6年5月28日 午後 1時27分 開 議

出 席 委 員

委 員 長	矢 口 龍 人
副委員長	佐 藤 文 雄
委 員	岡 崎 勉
委 員	小 倉 博
委 員	久 松 公 生
委 員	櫻 井 健 一

欠 席 委 員

な し

委 員 外 委 員

副 議 長 櫻 井 繁 行

出 席 説 明 者

市 長	宮 嶋 謙
市 長 公 室 長	横 田 茂
総 務 部 長	中 泉 栄 一

出 席 書 記 名

議会事務局長	金 子 俊 文
議会総務課長	谷 中 博 文
議会総務課課長補佐	鴻 巣 智 子

議 事 日 程

令和6年5月28日（火曜日）午後 1時27分 開 議

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 議長あいさつ
4. 事 件
(1) 令和6年第2回定例会の運営について
5. その他
3. 閉 会

開 議 午後 1時27分

○矢口龍人委員長

皆さん、こんにちは。

時間前ではございますけれども、全員そろっておりますので、会議を開きたいと思います。

委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は6名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまより議会運営委員会を開きます。

本日、市長にご出席いただいておりますので、ごあいさつをいただきたいと思います。

○市長（宮嶋 謙君）

本日は第2回定例会招集告示日の市議会運営委員会、大変ご苦労さまでございます。

それでは、第2回定例会に提出予定の議案につきまして、ご説明いたします。

今定例会に提出を予定しております議案については、全部で18件です。内訳としましては、報告が4件、承認案件が7件、条例に関する議案が2件、予算に関する議案が2件、財産の取得に関する議案が1件、その他の議案が2件です。

なお、議案の概要につきましては、担当部長から説明をいたしますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

次に、本日は議長が欠席でございますので、櫻井副議長からごあいさつをお願いいたしたいと思えます。

○副議長（櫻井繁行君）

皆さん、改めましてこんにちは。

今、委員長よりあったように、本日は小座野議長欠席のご報告がございましたので、副議長である私から代わって、開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、大変ご苦労さまでございます。

本日は、4月8日に貴委員会に諮問させていただきました令和6年第2回定例会の運営につきまして、引き続きご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。お願いします。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名いたします。

議会事務局、鴻巣補佐を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

○矢口龍人委員長

本日の事件は、（１）令和６年第２回定例会の運営についてであります。

初めに、提出予定案件の概要についてを議題といたします。

説明を求めます。

○総務部長（中泉栄一君）

それでは、予算以外の案件は私から、そして、予算関係は市長公室長から説明させていただきます。

議案集の目次のところをご覧ください。

承認案件として、専決処分事項の承認を求める案件が７件ございまして、そのうち条例関係の承認第２号から第５号までの４件を説明いたします。

議案概要書６ページ、承認第２号は、かすみがうら市税条例の一部を改正する条例。議案集は９ページから２７ページ。

改正点は２点ございまして、１点目として、個人市民税の所得割額を定額控除し、納税者及び配偶者を含めた扶養家族１人につき１万円の減税を実施します。

もう一点は、固定資産税の負担調整措置を令和６年４月１日から令和９年３月３１日まで３年間延長するというものです。

施行年月日は令和６年４月１日。同年３月３０日に専決処分をしております。

続きまして、議案概要書７ページ、承認第３号 かすみがうら市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例。議案集は２８から３０ページ。

令和４年度から過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により、旧霞ヶ浦町全域において実施してきた事業用資産の固定資産税の課税免除の適用期限を、令和６年３月３１日から令和９年３月３１日まで３年間延長するというものです。

施行年月日は令和６年４月１日。同年３月３０日に専決処分しております。

続きまして、議案概要書８ページ、承認第４号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。議案集は３１から３３ページになります。

地方税法の一部改正により、国民健康保険税の賦課限度額がその資料にございますように（１）アのとおり引き上げられます。また、低所得者に係る軽減判定所得が見直され、（１）のイのとおり増額ということになります。

施行年月日は令和６年４月１日。同年３月３０日に専決処分しております。

議案概要書１０ページ、承認第５号 かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。議案集は３４から３７ページ。

番号法の改正により整理するもので、法別表第２を引用していた箇所を、法第１９条で定める「特定個人番号利用事務」と「利用特定個人情報」の文言を用いるように改正します。

また、個人番号の利用事務の規定について、「教育長」から「教育委員会」に改正いたします。

施行年月日は令和６年５月２７日。同年５月２日に専決処分をしております。

ここまでが専決処分案件ということになります。

続きまして、議案概要書の16ページ、議案第33号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定。議案集は66から67ページ。

保育所等における園児数に対する職員配置人数の最低基準を、そこに書いてある（１）アのとおり見直しします。

施行年月日は公布の日からとなりますが、経過措置として、保育士等の配置状況に鑑み、当分の間は改正前の条例の規定を適用するものとされております。

なお、本市の公立保育所につきましては、改正後の基準で運用可能となる見込みでございます。

議案概要書17ページ、議案第34号 かすみがうら市交流センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定。議案集は68から70ページ。

本条例は、古民家江口屋の利用料金の改正と、7月にオープンする水郷園の位置づけ等に関するものとなります。

その改正点ですが、1点目が、古民家江口屋の利用料金はこれまで市内在住者とそれ以外の者を別料金としておりましたが、改正後は一律の値段設定となります。

次に2点目、水郷園については、本条例により位置づけを行い、料金等の規定を追加するものとなります。

そして、3点目として、古民家江口屋、水郷園ともに、繁忙期や閑散期など実情に応じた柔軟な値段設定を指定管理者が定められるものとします。

施行年月日は令和6年7月1日となります。

議案概要書25ページ、議案第37号 消防団消防ポンプ自動車の取得について。議案集は93ページ。

5月の入札結果を踏まえた内容で、稲吉地区の消防団の消防ポンプ車1台を買い替えるものとなります。

取得金額は2203万6680円であり、契約相手方は、石岡市の有限会社鈴機となります。

議案概要書26ページ、議案第38号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更。議案集は94、95ページ。

規約の具体的な変更内容は3点ございます。

1点目、広域連合会長及び副広域連合会長について、広域連合議員との兼職を禁止する規定を削除すること、2点目、マイナンバーカードとの被保険者証の一体化に伴う文言の整理、3点目、負担金の算定基準日をこれまでの3月31日時点から1月1日時点に変更、この3点となります。

施行年月日は茨城県知事の許可日から施行となりますが、マイナンバーカード関連の内容については、法の施行に合わせ、令和6年12月2日施行となります。

議案概要書27ページ、議案第39号 市道路線の廃止について。議案集96から98ページ。

市川地内の市道8-2378号線、延長65メートルを市道の払下げに伴い廃止するものです。

この議案は、令和2年第4回定例会にも提出しましたが、既に道路上に建物が建てられていたため、廃道の前に県の建築指導課による指導などの確認をしっかりとるようにとのご指摘をいただき、否決された経緯がございます。その後、県建築指導課の現地調査の結果、一定の判断が出たため、今回改めて議案として提出するものでございます。

なお、この案件は、4月15日の産業建設委員会で説明をさせていただいております。

また、6月18日の議会最終日に追加議案を3本予定しております。契約に関する議案として、災害対応特殊救急自動車、高度救命処置用資機材の取得についてが1本、人事に関する議案として、かすみ

うら市教育委員会教育長の任命についてと、かすみがうら市教育委員会委員の任命についてを提出する予定であります。

○市長公室長（横田 茂君）

それでは、私から予算の関係を……少々お待ちください。

まず、報告案件が4件ございます。

報告第3号から報告第6号、議案概要書は1ページから5ページでございまして、まず、報告第3号は一般会計の繰越明許でございます。

続きまして、報告第4号は水道継続費の繰越明許でございます。

報告第5号は、水道事業会計の繰越し。

報告第6号は、下水道会計の繰越しということでございます。

続きまして、承認第6号、介護保険の特別会計の補正予算（第4号）でありますけれども、これは令和5年度の第4号についてでございます。補正額といたしましては、9995万1000円となります。国庫への返還金のほか、給付費の想定以上の伸びが見られたということでの予算措置が必要だということでございます。

続きまして、承認第7号、一般会計補正予算の第1号でございます。これは令和6年度でございます。1349万4000円を追加するものでございます。

続きまして、承認第8号、議案概要書15ページでございますが、介護保険特別会計の補正予算の第1号でございます。966万3000円を追加するものでございます。こちらは過年度の還付未済額の累積への対応ということで、予算措置を早急に行ったというものでございます。

続きまして、議案第35号、令和6年度の一般会計補正予算の第2号でございます。総額につきましては、7億801万9000円を追加するものになってございます。内容でございますけれども、議案概要書の22ページからになりますけれども、一読いただければと思いますが、大きいところを言いますと、定額減税と低所得世帯への給付金、そして保健センター、勤労青少年ホームの解体の関係が1億円を超えるようなものになってございます。その他はご覧おきいただきたいと思います。

続きまして、議案第36号、国民健康保険特別会計の補正予算の第1号でございます。内容は、353万9000円を追加するものになってございます。これはシステム改修費ということでございます。

○矢口龍人委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、何かございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、ご質問等がないようですので、これで執行部の方には退席をお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。〔午後 1時42分〕

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。〔午後 1時42分〕

○矢口龍人委員長

次に、（2）のその他でございしますが、表彰状の伝達についてを議題といたします。

このたび、全国市議会議長会並びに茨城県市議会議長会から、20年以上の永年勤続議員として佐藤文雄議員が表彰の栄に浴されました。

つきましては、先例に倣い、来る6月4日、令和6年第2回定例会初日の本会議開会前に表彰状の伝達式を執り行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

○矢口龍人委員長

次に、諮問に対する答申案についてを議題といたします。

本日の協議事項につきましては、先ほど説明を受けました議案並びに議案概要書のとおりでありますので、議長への答申事項はないと考えます。

お諮りいたします。

本日の諮問に対する答申につきましては、その作成を省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

なお、本委員会終了後に開催されます全員協議会において、本委員会の審議結果の報告を省略する旨を議長から報告していただきます。

○矢口龍人委員長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。そのほか、何かございますか。

○櫻井健一委員

以前、オンライン会議の導入に係る検証についてということをご提案させていただいて、私が議会だより編集特別委員会で検証した結果のご報告をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○矢口龍人委員長

はい、いいです。

○櫻井健一委員

それでは、私から、市議会におけるオンライン会議導入に係る検証結果についてご報告いたします。

タブレットの資料をお目通しください。

今後の重大な感染症や、大規模災害時等が発生し委員会に参集できない事態に備え、令和5年11月7日開催の議会運営委員会において承認をいただき、議会だより編集特別委員会において検証を行ってまいりました。

2の検証事項といたしまして、①オンライン会議を導入するための環境等に関することと、②オンライン会議を導入する範囲等に関すること、全4回にわたって検証いたしました。

検証結果といたしましては、1ページの4のところをご覧ください。

オンライン会議を導入するための環境等に関することについて、まず、設備配置についてであります。

検証の結果、オンライン会議システムZ o o m及び議会の既存設備を用いて、図のレイアウトのような形でオンライン会議を行うことが可能であることが分かりました。実際の検証風景は、2ページのイメージをご覧ください。

次に、オンライン会議参加方法についてであります。オンラインで会議に参加する議員は、議会総務課を通し、事前に委員長へオンライン参加する旨を申し出る。2、会議当日、オンライン参加議員へ

議会総務課からオンライン参加用のパスワードと会議資料が送付される。3、開議までにZoomを起動し、パスワードを入力し、オンラインで会議に参加する。大まかに、以上の手順で参加が可能になります。

次に、②オンライン会議を導入する範囲等に関することについて、どのような場合にオンライン会議を認めるかについての検討結果となります。

まず、本会議と委員会について、委員会においてはオンラインによる出席が認められるものとし、本会議ではオンラインによる出席は認められないものとなります。このことについては、総務省通知によりますと、本会議の出席について、地方自治法で現に議場にいることと解釈されることから、オンラインによる出席はそれに反するということになるためです。

2つ目のオンライン出席の要件について、委員会においてオンライン出席が認められる要件としては、重大な感染症の蔓延時及び大規模災害の発生時の2つの状況下で、委員会室へ参集が困難な場合となります。

一部自治体においては育児や介護等の理由を認めている様子もありますが、検討の結果、課題も見えましたので、多くの自治体が採用している明らかに参集困難な場合として、資料に掲げた2要件をオンライン出席の要件とし、整備するものとなりました。

以上を踏まえ、5の結論としましては、本市議会の委員会においてオンラインによる参加を導入するため、その環境を準備できることが分かりました。総務省通知によりますと、導入に当たっては例規の整備も必要なことですので、委員会について規定しているかすみがうら市議会委員会条例の改正を令和6年第2回定例会にご提案したいと考えております。

こちらは議会全体の委員会参加の方法に関わることで、議案審査特委員会において議員の皆様にも広くご協議いただきたく、議員提案によって行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でご報告を終わります。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

ただいまの櫻井健一委員の意見に対しまして何かございましたら、ご意見等がございましたら、挙手の上発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

今、櫻井健一委員が言ったのは、基本的な報告をして、それを今回の議案審査特別委員会で提案するとおっしゃいましたけれども、それは条例提案ということになるんですか。

○櫻井健一委員

議案審査特別委員会でご報告ということで、今、定例会にて議員提案でその改正を行う旨を提案していきたいということでございます。

○佐藤文雄委員

いや、だから条例の改定ということになるんですねということ。条例の改定になりますか。議会事務局のほうで。

○議会事務局長（金子俊文君）

条例の改定ということになります。

○佐藤文雄委員

はい、了解です。

○矢口龍人委員長

要するに、だからこの内容でオンラインシステムは導入するという結論でいいんですよね。それで、あとはだから、ですから、実際に運用するには条例改正しないと運用できないということなんで、今回、今定例会において条例改正をしたいというのが櫻井健一委員のお話だと思いますけれども。そういうふうなことでよろしいですね。

○櫻井健一委員

はい。

○矢口龍人委員長

そういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

ほかに。

○佐藤文雄委員

この前、議員の厚生年金の問題について提案者としてやってくれということで議会事務局からお願いされたんですが、それは初日に行ったほうがいいんじゃないかということを知っているんですが、これはどういうふうな状況になっていますか。

○矢口龍人委員長

その件に関して、事務局長から説明いただいて、賛同者というか、提案者は佐藤委員がなってくれるようなので、あと、賛同者を今募って、それによって、本会議にかけるとのことだと思うので、内容について分からない人がいるんじゃないかなと思うんですけどもお願いします。副議長は知っていますよね。

○副議長（櫻井繁行君）

基本的に、もう全国的な議長会の流れもありますので、茨城県はやっぱり水戸市の議長を中心に、ある程度厚生年金制度を推奨したいという、自治体に自治体ごとをお願いに上がっているような状態ですので、そういった中で、本市の小座野議長も賛同して、あとは皆さんのご判断もあると思うんですが、そういったところでこういうふうに至ったというところであると思いますが。

○矢口龍人委員長

それに関して、何かご質問ありますか。

今の内容ですもんね。局長にお願いしたのは今の内容、副議長もお話ししてくれたので同じだと思うんですけども、もう一回お聞きしておきます。

〔「今、現状がどうなっているかを」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

お願いします。

○議会事務局長（金子俊文君）

今、櫻井副議長のほうからありましたように、年度当初に水戸市議会の議長がいらっしやいまして、厚生年金への議員の加入について要望書を上げて、解決してくださいというようなことでお話がございました。

現在、水戸市の議長につきましては、全国市議会議長会の副会長も務めていらっしゃるようで、茨城県をまとめてくれということで、茨城県32市町村のうち現在25市町村が厚生年金加入について議決いただいているところでございますので、ぜひ皆さんと足並みをそろえて議決をしていただきたいというお話がございまして、今回、佐藤議員の議員発議ということでお願いしたものでございます。

○矢口龍人委員長

ただ、その内容が、ただみんなでやろうという話なもので、じゃ具体的にどういうふうなことが厚生年金に当たるのかなという、例えば収入の、例えば議員報酬の金額に対して何%が保険料であって、それに対して行政が負担する分が幾らあります、そこまで細かくお話ししてくれないと、ただぼーんと投げたって、皆さん分からないと思うんだよね。みんなで渡れば怖くないになっちゃっているの、具体的にその辺の資料を本当はもっと皆さんに分けて、こういうことになるから推進したほうがいいんじゃないですかというんだったら分かるけれども、ただみんなでやるからいいという話ではちょっとあまり、議会人としては納得いかないと思いますので、しっかりやってください。

○小倉 博委員

年金というものは、若い人は積み立てているんだけど、受給している人はどういう対応なんですか。関係ないということなの。

○矢口龍人委員長

そういう問題をきちっと説明してくれないと分からないということを言いたかったんですよ。

○佐藤文雄委員

いいですか。

やっぱり私も30年厚生年金で、議員になったら国民年金になったわけですよね。その影響というのはかなり大きいんですよ。逆に、厚生年金という流れで続いていると、かなり今、一定程度報酬の中から天引きをされたとしても、後に厚生年金として受給できるという点では有利だと思うんですよね。

だから、そういう人もいれば、あと、もともと厚生年金で、例えば会社員であるという人とかそういう人たちは、矢口龍人委員長なんかも会社の厚生年金みたいな形でやっているから、そういう様々な要件の場合、あとは、もう既に年金を受給している人たちはどうなるのかという小倉議員の質問も含めて回答をした上で提案をしないと、さあ発議だと言っても、署名するほうもまだ進んでいないと思うんだよね。

そこら辺の状況がこの1週間で解決できるのかどうか、その説明もやっているかどうか、やれるかどうかも含めてやっておかないと、別に今回の初日で絶対やらなきゃいけないとは思わないんだけど、いかがですか。

○議会事務局長（金子俊文君）

今、いろいろご意見いただきまして、確かに行政負担も当然ありますし、既に受給されている方もいらっしゃると思いますので、いろいろ議長から資料を頂いているので、その辺でよく調べましてまとめさせていただきます。

○佐藤文雄委員

いや、だから、まとめさせていただくのはいいんだけど、話だと初日に私が提案して可決しようという話になっているから、そこまでの段取りに行っていないんじゃないかということなのよ。だから、そうすると、別に慌てなくても、今回の6月4日初日に議決をしなくてもいいんじゃないかという話。どうですかということ。

○矢口龍人委員長

暫時休憩します。

[午後 1時57分]

○矢口龍人委員長

それでは、再開いたします。

[午後 1時58分]

○議会事務局長（金子俊文君）

それでは、議会初日ではなく、資料がありますので、資料をまとめさせていただいて、議員に分かりやすく説明して、納得された上で議決賜りたいと思いますので、ぜひ最終日にお願いしたいと思います。

○矢口龍人委員長

ただ、前から議長が言っているように、例えば議員は議員報酬であって、議会活動費なんですよ。生活給じゃないわけだね。だから、その辺のところももつときちっと、例えば全国市議会議長会であれ何であれ国にしっかりと訴えないと、全くおかしい話なんですよ。だって、年金に係る分と要するに合算されちゃうんですよ、議員報酬が。報酬だから、あくまでも議会活動費なんですよ。生活給じゃないから、それに年金を加算しちゃうとおかしいでしょう、考え方として。

それよりも、国は今そういうふうに認めているから、例えば50万円という現状を超えた場合は年金がストップされちゃうんですよ。だから、土浦市の議員とかつくば市の議員なんかは、年金受給者であってももらえないんですよ。ストップかけられちゃうわけ、やると。だから、それは、議員は報酬であって生活給じゃないので、本来そういうところをしっかりと議論してもらいべきなんですよ。

〔「納めてくれる市民が、いいですよと言うか」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

そう。だって、我々は議会活動のための報酬なんですから。よく議員報酬でもって、高い安いでもって一時やりましたけれどもね。かすみがうら市も議論しましたけれども、結局そういうのをなぜ言うかといったら、議会活動費って言うんだよね、議員報酬だから。だから、生活給じゃないんだよと。だから、あんたらはそれでやりなさいというのが市民の言い方であつたし、だから、そこから年金のお金を削られちゃったんでは、本来の姿じゃないんだよね。そういうふうなこともありますので、しっかりと議論していただきたいと思います。

〔「委員長、1点だけ」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

どうぞ。

○副議長（櫻井繁行君）

本日、冒頭お話ししたように小座野議長はお休みなんです、私のほうでちょっと申し送り事項というか、お伝えいただきたいという事項を2点いただいております、そちらは全員協議会終了後のその他でお話したいと思います。

まず1点目は、執行部からの要望ということなんです、一般質問の調整が前日ぐらいでなく当日の朝までやられているようなケースも多々あるそうなんです。執行部は、市長等の答弁調整もあるので、開会5日前ぐらいには答弁調整を終わらせてほしいというちょっと要望がありましたので、それを議長のほうからお伝えいただきたいということが1点。

もう一点につきましては、一度ガルーン等で出欠を取らせていただいた大阪関西万博の件でございます。

この点については、なかなか参加者が少数でございますので、再度検討したいということで、これは小座野議長からの申し送り事項でございますので、全員協議会の際に私のほうより、各議員にお知らせをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○矢口龍人委員長

ほかにありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、ないようですので、以上で本日の議会運営委員会を散会いたします。

ここで委員各位にお知らせいたします。

第2回定例会の議事日程等を審議するため、6月4日火曜日午前9時から本委員会の開催を予定しております。詳細は各委員に追ってご連絡いたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 2時02分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

議会運営委員会委員長 矢 口 龍 人